

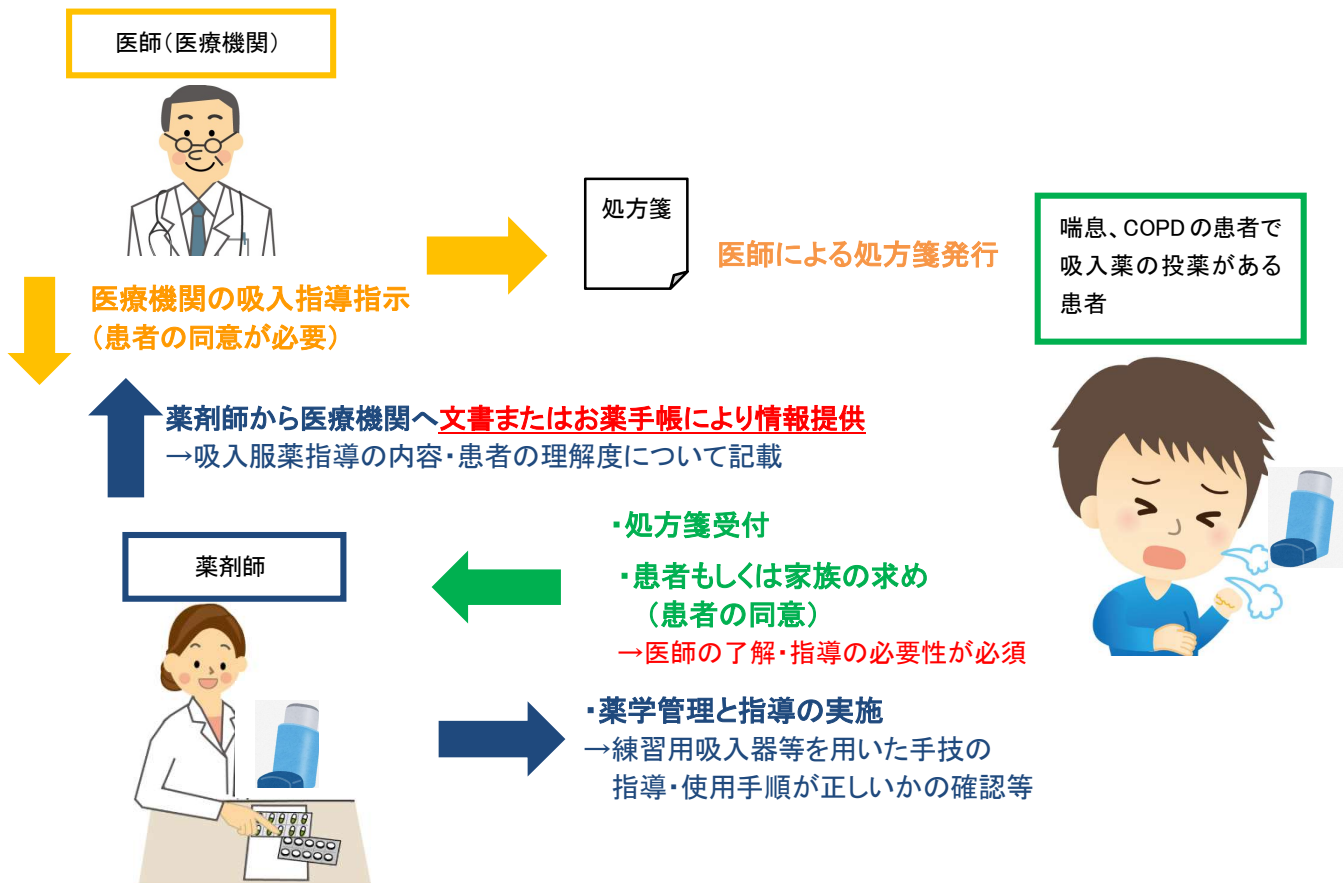
『保険薬局の知識(109):薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算について』

(2020年7月/店舗運営管理課作成)

薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算

2020年4月の調剤報酬改定により新設

内容	点数
<p>喘息又は慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者であって、吸入薬の投薬が行われているものに対し、以下(フローチャート)の算定要件を満たした上で、文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行った際、<b>3月に1回に限り「薬剤服用歴管理指導料」に加算</b></p> <hr/> <p>●調剤と同時に算定                  ●患者に<b>他の吸入薬</b>が処方された際、必要な吸入指導等を別に行ったときは、<b>前回の吸入薬指導加算の算定から3月以内</b>であっても算定可                  ●<b>かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料</b>を算定している患者は算定不可                  ●<b>服薬情報等提供料、在宅患者訪問薬剤管理指導料</b>は同時算定不可</p>	<p><b>30点</b></p>



提供した情報の記録の保管

・提供文書等の写し or 指導内容の要点、医師からの吸入指導の依頼があった旨を「薬剤服用歴」に記載、写し等は保管

※参考文献:令和2年度診療報酬改定の概要(調剤)/厚生労働省保険局医療課、調剤報酬全点数解説(2020年度改定版)「吸入薬指導加算」/日医工医療行政情報